

令和2年第4回愛荘町議会臨時会会議録

令和2年11月30日（月）午後2時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第62号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

~~~~~

追加日程第1 意見書第7号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

---

**出席議員（13名）**

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 澤田源宏君    | 3番 森野隆君    |
| 4番 西澤桂一君    | 5番 村田定君    |
| 6番 伊谷正昭君    | 7番 高橋正夫君   |
| 8番 外川善正君    | 9番 徳田文治君   |
| 10番 吉岡 忍ミ子君 | 11番 瀧 すみ江君 |
| 12番 竹中秀夫君   | 13番 辰己保君   |
| 14番 河村善一君   |            |

**欠席議員（1名）**

2番 村西作雄君

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 町長  | 有村国知君 | 副町長  | 石田政則君 |
| 教育長 | 徳田寿君  | 教育次長 | 青木清司君 |

|         |       |         |        |
|---------|-------|---------|--------|
| 総務担当政策監 | 上林市治君 | 企画担当政策監 | 藤塚雅徳君  |
| 福祉担当政策監 | 岡部得晴君 | 産業担当政策監 | 中村喜久夫君 |
| 経営戦略課長  | 生駒秀嘉君 |         |        |

---

**事務局職員出席者**

|        |      |   |   |       |
|--------|------|---|---|-------|
| 議会事務局長 | 徳田郁子 | 書 | 記 | 宮川佳衣奈 |
|--------|------|---|---|-------|

開会 午後2時00分

### ◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、こんにちは。11月の月末、また午後、各議員には臨時会を開催いたしましたところご出席いただき、ありがとうございます。座らせていただきます。

2番 村西作雄君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、令和2年第4回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

---

### ◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番 竹中秀夫君、13番 辰己 保君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日のみと決定しました。

---

### ◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

○町長（有村国知君） 令和2年第4回愛荘町議会臨時会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本年の人事院勧告により、職員、特別職および議員の期末手当を引き下げることとされました。期末手当の支給基準日が12月1日となっており、引き下げを行う場合、それ以前に関係条例の整備が必要であることから、臨時会を招集させていただきました。

議案についてご説明を申し上げます。改正条例案件2件をご提案させていただきました。

議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および議案第62号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、期末手当を0.05月引き下げるものでございます。

以上、議案2件を令和2年第4回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。

---

### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4、議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は1ページ、改正理由・要旨につきましては別冊改正条例説明資料の1ページ、2ページから3ページが新旧対照表でございます。改正条例説明資料を用いてご説明をさせていただきますので、資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

本条例の改正理由でございますが、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月27日に成立したことによりまして、これに準じて関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨につきましては、第1条および第2条の2条立てとなっております。

まず第1条におきましては、第22条第2項 令和2年12月期末手当の改正でござ

います。令和2年12月期支給分期末手当を、現行100分の130から100分の125に改正するものです。

第2条でございますが、令和3年6月および12月の期末手当を平準化するもので、第22条第2項、令和3年6月期支給分期末手当100分の130から100分の127.5、令和3年12月期支給分期末手当100分の125から100分の127.5に改正するものです。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対を行います。

議案第61号の提案は、人事院が2020年度の国家公務員ボーナスを0.05月引き下げて年4.45月とするよう、国会と内閣に勧告したことを受けて、地方公務員にも人事院勧告に沿った措置を講じるための今回の提案です。

人事院では民間の特別給の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査したうえで、民間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給・期末勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告しています。

昨年10月に消費税が10%に引き上げられ、月例給が据え置きされていることは、生計費原則から不可解であるうえに、今回の人事院の期末手当の引き下げ勧告で職員の生活給は減少する一方です。会計年度任用職員は、法の欠陥により勤勉手当が支給されず、一時金相当額を月例給引き下げによって支給している自治体では、処遇改悪となります。

新型コロナウイルス感染症は、全体の奉仕者である公務労働者、とりわけ保健師や公立病院の医師と看護師、そして各種職員の重要な役割が再確認されたところです。しかし、地方行政は会計年度任用職員をはじめ非正規職員の雇用率が高く、全体の奉仕者としての事務機能に支障をきたしているのが実態です。業務量に見合った人員配置が必要であり、業務量の見直しを行っても十分な効果が得られないのであれば、職員定数の見直しを検討されることを求めています。

民間労働者においても新型コロナウイルス感染症による中小企業および自営業者の倒産・廃業が続出し、失業と不安定雇用で生活の危機が襲い掛かっています。コロナ禍で今必要なのは、すべての国民の生活保障です。

コロナ禍で非正規労働者は一層大変な生活を余儀なくされている中で、すべての労働者は生活給から消費税をはじめとする税金や公共料金を支払っています。コロナ禍で生活変貌したにも関わらず、民間労働者との平均給与と特別給の比較を行い、その結果、公務員の一般職のボーナスを減額する勧告です。

公務労働者ならびに民間労働者の生活給の引き下げは、コロナ禍での暮らしを守り保証することからも逆行します。今、必要なのは公務員の一般職の特別給を引き下げるのではなく、生活費原則からも月例給を引き上げ、民間労働者の月例給を引き上げて生活給を守ることが地域経済への活性化につながることを、あわせて訴えて反対討論とします。

なお、議案第62号 特別職の引き下げについては、賛成を申し添えておきます。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋正夫君。

○7番（高橋正夫君） 議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布により、条例の一部改正を行うものであり、勧告内容に準じた適切な改正内容となっております。この改正内容が今後の行政運営で適切に執行されることをお願いいたしまして、また、議員各位におかれましてもご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第61号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、議案第62号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの  
の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第62号 愛荘町特別職の職員で常  
勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し  
上げます。議案書は2ページ、改正理由・要旨につきましては別冊改正条例説明資料の  
4ページ、5ページから6ページが新旧対照表でございます。改正条例説明資料を用い  
てご説明をさせていただきますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正理由でございますが、人事院の勧告に基づきまして特別職の職員の給与  
に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、これに準じて関係する  
条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨につきましては、第1条および第2条の2条立てとなっております。

まず第1条におきましては、第2条第2項 令和2年12月期末手当の改正でござい  
ます。令和2年12月期支給分期末手当を、現行100分の170から100分の165に改  
正するものです。

第2条でございます。第2条第2項、令和3年6月期支給分期末手当100分の170か  
ら100分の167.5、令和3年12月期支給分期末手当100分の165から100分の167.5  
に改正するものです。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2  
条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしく  
ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 全員起立です。よって、議案第62号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎意見書第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、意見書第7号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。12番 竹中秀夫君。

[12番 竹中秀夫君登壇]

○12番（竹中秀夫君） 意見書第7号

令和2年11月30日

愛荘町議会議長 河村善一様

防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 竹中 秀夫

賛成者 愛荘町議会議員 森野 隆



賛成者 同 西澤 桂一  
賛成者 同 伊谷 正昭

### 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

近年、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぐ中、気候変動の影響により更なる頻発化・激甚化が懸念されている。

このため、国においては、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、予算を大幅に増額することにより、地方とともに集中的な対策に取り組んでいるところである。

しかしながら、社会インフラは依然として脆弱であり、加えて、高度経済成長期に整備した多くのインフラの老朽化が進んでいることから、道路・河川整備、ため池等の防災・減災対策、老朽化対策など、安全・安心な生活と経済活動を支えるために必要となる対策を、今後も引き続き強力で推進する必要がある。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生産拠点の国内・地方回帰、強靱なサプライチェーンの構築が求められており、安定した経済活動を支えるインフラ整備と安全な生活を支える対策の必要性が高まってきている。

よって、国会および政府におかれては、令和3年度以降も引き続き、防災・減災、国土強靱化対策を強力で推進するため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

#### 記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を、令和3年度以降5年間継続すること。
- 2 インフラの老朽化対策、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための道路網のダブルネットワーク強化など対象事業を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
農林水産大臣 様

国土交通大臣 様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 意見書第7号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求め  
る意見書について、反対を表明します。

防災・減災に対して国がその責任を果たすべきことは当然であり、その点に関しては反対するものではありません。国土強靱化計画は、防災・減災とともに基本理念に国際競争力の向上を結びつけたため、国民の命と暮らしを守るための防災・減災対策がないがしろにされる結果となりました。

国土強靱化が巨大開発事業の復活・拡大を進める根拠を与え、その結果、不要不急の巨大開発事業が進められてきました。基本方針には、「国家および社会の重要な機能の代替性の確保」という表現が盛り込まれています。これまでも代替性や大規模災害対策と  
いって、東京の外環道や圏央道、新名神高速道路、リニア新幹線建設などが進められて  
きました。同時に、防災・減災の取り組みは自助・共助・公助の適切な組み合わせとあ  
り、国民生活を守るために国のやるべきことが欠落していたのも大きな問題点です。そ  
の結果として、国土強靱化計画のもとで国家機能や国際競争力が優先され、国民の命と  
財産を守る防災対策は後回しにされてきたのが実態です。今必要なのは、従来型の公共  
事業の抜本的な見直しです。不要不急に大規模開発・新規建設を抑制し、国民の命と財  
産を守る防災対策を優先することです。防災・減災対策のためには、公共事業政策を大  
きく転換する必要があります。大規模開発・新規建設を抑制し、予算の優先的な配分を、  
防災・減災、インフラや公共施設の維持・更新に重点的に回すべきです。

国土強靱化基本法において、国は国土強靱化基本計画を定めるものとする。また、都  
道府県や市町村は国土強靱化地域計画を定めることができるとされています。したがっ  
て、愛荘町でも今年度、愛荘町国土強靱化地域計画を定め、町の立場で町民を守るため  
の防災・減災の対策を細部にわたって計画化しています。

国土強靱化基本法に、「政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制  
上・財政上の措置、その他の措置を講じなければならない」とされていることから、国

は地方への財政措置を講じる義務があります。国は住民本位の対策を中心に、地方に財政措置をすべきです。

このたびのコロナ禍で浮き彫りになったのは、医療・介護の資源の決定的な不足、行政改革による行政機能や職員体制の低下であり、これまで国が進めてきた政策の脆弱性が明らかにされました。地方自治体が防災・減災対策に計画的・系統的に取り組むためには、国の財政的裏づけが決定的であることは言うまでもありません。継続的で安定的な財政的裏づけがあつてこそ、自治体の防災・減災対策が実態に見合った、生きた対策となります。

コロナ禍からの教訓を、災害に強い、災害から町民の命と財産を守る社会にしていくうえでも生かしていく必要があることを指摘して、反対討論といたします。

**○議長（河村善一君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより意見書第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（河村善一君）** 起立多数です。よって、意見書第7号 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

**○議長（河村善一君）** これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、令和2年第4回愛荘町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午後2時28分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議会議員 12番

令和 年 月 日 議会議員 13番